

平成 22 年 11 月 2 日  
関東東北産業保安監督部東北支部

にかほ市ガス水道局に対するガス事業法第 46 条第 1 項に基づく報告の徴収について

平成 22 年 11 月 2 日、関東東北産業保安監督部東北支部は、にかほ市ガス水道局に対し実施した立入検査において、一般ガス事業の保安確保において問題が認められたことから、速やかに改善を講じるとともに、その結果及び再発防止策について、ガス事業法第 46 条第 1 項に基づく報告を求めました。

1. 関東東北産業保安監督部東北支部（以下、「当支部」という。）は、平成 22 年 10 月 13 日及び 14 日にガス事業法第 47 条第 1 項に基づく立入検査をにかほ市ガス水道局（以下、「同市」という。）に対し実施したところ、同市が選任したガス主任技術者がガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行っていない事例が認められ、一般ガス事業の保安確保において重大な支障を来すものであると判断した。
2. このため当支部は、ガス事業法第 46 条第 1 項（報告の徴収）に基づき、同市に対し、その原因及び改善対策について報告を求めました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

担当者：保安課長 戸嶋、課長補佐 高橋

電話：022-221-4956（直通）